建　政 － ２３４２
令和５年３月２３日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長　様

秋田県建設部長
（公印省略）

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について等の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり一部を改正しましたので、お知らせします。
つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いします。

担当：建設政策課
建設業班
TEL. 018-860-2425

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について等の一部改正
「入札参加資格要件」及び「指名標準」についての一部改正

新	旧
１．建築物を除く鋼構造物塗装工事 （１）略 （２）予定価格５００万円以上１，０００万円未満 ①・②　略 ③１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。 （３）予定価格５００万円未満 ①・②　略 ③１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（仕上げ）又は塗装工事業にかかる建設業の営業所専任技術者となり得る１級技能士の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。	１．建築物を除く鋼構造物塗装工事 （１）略 （２）予定価格５００万円以上１，０００万円未満 ①・②　略 ③１級土木施工管理技士あるいは２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。 （３）予定価格５００万円未満 ①・②　略 ③１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（仕上げ）、塗装工事業にかかる建設業の営業所専任技術者となり得る１級技能士の資格を有する者あるいは建設業法第１５条第２号ハ該当者（大臣認定者）を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

附　則

1　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

2　この通知による改正後の規定は、令和５年４月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の一部改正

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（現場代理人の兼務）
第４条　県工事の発注者は、請負対応額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。
２　前項に規定する他工事は、予定価格が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
(1) ～(3)　略
３　略
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、前条の規定により県工事及び他工事（発注者は、国、県又は市町村の機関に限る。）において同一の主任技術者を配置し、又は配置しようとする工事である場合は、当該主任技術者と同一の現場代理人をそれぞれの工事に配置することができる。
５　略

（記載例・監理技術者）
配置予定技術者の資格・工事経歴等
１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等
氏　名 ／ 所持している
・法令による資格の名称、取得年月日、番号
・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号
・監理技術者講習の修了年月日
（次回講習予定年月日）

（記載例・主任技術者様式第３号）
配置予定技術者の資格・工事経歴等
１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等
氏　名 ／ 所持している
・法令による資格の名称、取得年月日、番号</td><td>（現場代理人の兼務）
第４条　県工事の発注者は、請負対応額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。
２　前項に規定する他工事は、予定価格が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）未満の工事又は同一の主任技術者を配置し、若しくは配置しようとする工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
(1) ～(3)　略
３　略

４　略

（記載例・監理技術者）
配置予定技術者の資格・工事経歴等
１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等
氏　名 ／ 所持している
・法令による資格の名称、取得年月日、番号
・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号
・監理技術者講習修了証の修了年月日、修了証番号
（次回講習予定年月日）

（記載例・主任技術者）
配置予定技術者の資格・工事経歴等
１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等
氏　名 ／ 所持している
・法令による資格の名称、取得年月日、番号</td></tr>
</table>

・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了 年月日 （次回講習予定年月日）	・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号 （次回講習予定年月日）

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針の一部改正

新	旧
秋田県一般競争入札公告 ３　入札に参加する者に必要な資格 （１）～（５）　略 （６）１級○○施工管理技士の資格及び監理技術者資格者証（○○工事）を有し、監理技術者講習を修了している者を、本工事に専任で配置できること。 （工事毎に、具体的に資格、工事経歴を明示する場合も有り。）	秋田県一般競争入札公告 ３　入札に参加する者に必要な資格 （１）～（５）　略 （６）１級○○施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（○○工事）及び監理技術者講習修了証を有する者を、本工事に専任で配置できること。 （工事毎に、具体的に資格、工事経歴を明示する場合も有り。）
入札説明書 ４　入札に参加する者に必要な資格 （１）～（５）　略 （６）１級○○施工管理技士の資格及び監理技術者資格者証（○○工事）を有し、監理技術者講習を修了している者を、本工事に専任で配置できること。 （工事毎に、具体的に資格、工事経歴を明示する場合も有り。）	入札説明書 ４　入札に参加する者に必要な資格 （１）～（５）　略 （６）１級○○施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（○○工事）及び監理技術者講習修了証を有する者を、本工事に専任で配置できること。 （工事毎に、具体的に資格、工事経歴を明示する場合も有り。）
（様式第３号） 配置予定技術者の資格・工事履歴 会社名	（様式第３号） 配置予定技術者の資格・工事履歴 会社名
氏名　区分　所持している ・法令による資格の 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号	氏名　区分　所持している ・法令による資格の 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号

	・監理技術者講習の修了 年月日

［配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意］
１・２　略
３．資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
４・５　略

	・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号

［配置予定技術者の資格・工事経歴上の注意］
１・２　略
３．資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証　　の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
４・５　略

附　則
１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。
２　この通知による改正後の規定は、令和５年４月１日以降に入札公告する建設工事から適用する。

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正

新

（様式第３号）
配置予定技術者の資格・工事経歴等

１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了 年月日 （次回講習予定年月日）

【添付書類】
①　検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し

旧

（様式第３号）
配置予定技術者の資格・工事経歴等

１　配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏　名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号 （次回講習予定年月日）

【添付書類】
①　検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証　　の写し

②・③　略 略 （様式第３号）（つづき） ４　主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否 氏　名 / 所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 （次回講習予定年月日） 【添付書類】 ①　検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し ②　略 略	②・③　略 略 （様式第３号）（つづき） ４　主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否 氏　名 / 所持している ・法令による資格の名称、取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の修了年月日、修了証番号 （次回講習予定年月日） 【添付書類】 ①　検定試験合格証明書（建設業法第２７条第１項に規定する技術検定の合格証明書を受領していない場合にあっては、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は合格通知書の写し）、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し ②　略 略

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、令和５年４月１日以降に入札公告する建設工事から適用する。

設計・施工一括発注方式実施要綱の一部改正

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（様式第４号）
配置予定技術者等の資格・工事経験等
<table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>法令等による資格・免許</td><td>・一般土木施工管理技士等（取得年月日及び番号）
・監理技術者資格者証（交付年月日及び交付番号）
・監理技術者講習修了（修了年月日）</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>【記載上の注意】
（１）　略
（２）資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
（３）・（４）　略</td><td>（様式第４号）
配置予定技術者等の資格・工事経験等
<table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>法令等による資格・免許</td><td>・一般土木施工管理技士等（取得年月日及び番号）
・監理技術者資格者証（交付年月日及び交付番号）
・監理技術者講習修了証（修了年月日及び修了証番号）</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>【記載上の注意】
（１）　略
（２）資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
（３）・（４）　略</td></tr>
</table>

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、令和５年４月１日以降に入札公告する建設工事から適用する。

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正

新	旧
５　監理技術者等の資格審査 監理技術者等としての適否は、資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）及び雇用関係の確認資料を次の書類と同時に提出を求め確認するものとする。 1)・2)　略	５　監理技術者等の資格審査 監理技術者等としての適否は、資格者証及び雇用関係の確認資料を次の書類と同時に提出を求め確認するものとする。 1)・2)　略

附　則

この通知は、令和５年４月１日から施行する。

建設工事の施工体制点検等実施要領の一部改正

新	旧
（別表）点検等の方法 １　略 ２　施工体制の把握の徹底等に関すること (1) 監理技術者等の専任制を徹底するため、次により、工事施工前における監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の点検等及び監理技術者等の本人確認並びに工事施工中における監理技術者等が専任で置かれていることの点検等を行うこと。 ①　監理技術者資格者証の点検等 (ｱ) 工事着手以前に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第１０条第１項の規定に基づき通知を受けた監理技術者と同一人であり、受注者に所属する者であることを確認すること。 (ｲ)　略 ②～④　略 (2)・(3)　略 ３～５　略	（別表）点検等の方法 １　略 ２　施工体制の把握の徹底等に関すること (1) 監理技術者等の専任制を徹底するため、次により、工事施工前における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の点検等及び監理技術者等の本人確認並びに工事施工中における監理技術者等が専任で置かれていることの点検等を行うこと。 ①　監理技術者資格者証等の点検等 (ｱ) 工事着手以前に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第１０条第１項の規定に基づき通知を受けた監理技術者と同一人であり、受注者に所属する者であることを確認すること。 (ｲ)　略 ②～④　略 (2)・(3)　略 ３～５　略

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。